

資料編

- 1 人権関係年表
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 3 世界人権宣言
- 4 京都府人権教育・啓発推進本部概念図
- 5 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）策定経過
- 6 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会委員

1 人権関係年表

(凡例 ◎：国際的な動き、○：国の動き、●：京都府の動き)

【人権全般】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|---|
| 1947 | 昭 22 | ○「日本国憲法」施行 ○「教育基本法」施行 |
| 1948 | 昭 23 | ◎「世界人権宣言」採択 |
| 1979 | 昭 54 | ○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」締結（◎国連での採択：1966年） ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」締結（◎国連での採択：1966年） |
| 1994 | 平 6 | ◎国連「人権高等弁務官」設置 ◎「人権教育のための国連 10 年」決議 ◎「人権教育のための国連 10 年（1995 年～ 2004 年）行動計画」策定 |
| 1995 | 平 7 | ○「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 |
| 1997 | 平 9 | ○「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」施行 ○『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」策定 |
| 1999 | 平 11 | ○「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」締結（◎国連での採択：1984年） ○人権擁護推進審議会答申 ※ 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について ●「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」策定 |
| 2000 | 平 12 | ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」施行 |
| 2001 | 平 13 | ○人権擁護推進審議会答申 ※ 人権救済制度の在り方について |
| 2002 | 平 14 | ○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 |
| 2004 | 平 16 | ◎「人権教育のための世界計画」決議 |
| 2005 | 平 17 | ◎「人権教育のための世界計画」の「第 1 フェーズ行動計画（2005 年～ 2009 年）」開始 ●「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定 |
| 2006 | 平 18 | ◎国連「人権理事会」設置 |
| 2010 | 平 22 | ◎「人権教育のための世界計画」の「第 2 フェーズ行動計画（2010 年～ 2014 年）」開始 |
| 2011 | 平 23 | ○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加 |
| 2015 | 平 27 | ◎「人権教育のための世界計画」の「第 3 フェーズ行動計画（2015 年～ 2019 年）」開始 |

【同和問題】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|---|
| 1952 | 昭 27 | ●「同和教育基本方針（試案）」策定 |
| 1963 | 昭 38 | ●「同和教育の基本方針」策定 |
| 1965 | 昭 40 | ○同和対策審議会答申 ※ 同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めた。 |
| 1969 | 昭 44 | ○「同和対策事業特別措置法」施行（～1982年） ※ 京都府では法が失効するまでの33年間、特別法による対策事業を実施 |
| 1982 | 昭 57 | ○「地域改善対策特別措置法」施行（～1987年） |
| 1987 | 昭 62 | ○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行（～2002年） |
| 1996 | 平 8 | ○地域改善対策協議会の意見具申 |
| 2002 | 平 14 | ○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 |

【女性】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 1955 | 昭 31 | ○「婦人の参政権に関する条約」締結 |
| 1972 | 昭 47 | ○「勤労婦人福祉法」施行 ※ 1985年に「男女雇用機会均等法」に改正 |
| 1975 | 昭 50 | ◎「国際婦人年」 |
| 1976 | 昭 51 | ◎「国際婦人の10年」（～1985年） |
| 1977 | 昭 52 | ○「国内行動計画」策定 |
| 1985 | 昭 60 | ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約（女性差別撤廃条約）」締結（◎国連での採択：1979年） |
| 1986 | 昭 61 | ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行 |
| 1989 | 平元 | ●「男女平等と共同参加の21世紀をめざす京都府行動計画（KYOのあけぼのプラン）」策定 |
| 1995 | 平 7 | ◎第4回世界女性会議において「北京宣言」採択 ※ 同宣言において「女性の権利は人権である」と謳われる ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育児・介護休業法）」施行。 |
| 1996 | 平 8 | ●「京都府女性総合センター」開設 |
| 1997 | 平 9 | ○改正「男女雇用機会均等法」施行 |
| 1999 | 平 11 | ○「男女共同参画社会基本法」施行 |
| 2000 | 平 12 | ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行 |
| 2001 | 平 13 | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 ●「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」策定 |

【女性（つづき）】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|---|
| 2004 | 平 16 | ○改正「DV防止法」施行 ●「京都府男女共同参画推進条例」施行 |
| 2005 | 平 17 | ○「第2次男女共同参画基本計画」策定 |
| 2007 | 平 18 | ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 |
| 2007 | 平 19 | ●「新 KYO のあけぼのプラン後期施策」策定 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定 |
| 2008 | 平 20 | ○改正「DV防止法」施行 |
| 2009 | 平 21 | ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画」改定 |
| 2010 | 平 22 | ●京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」策定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定 |
| 2011 | 平 23 | ●「KYO のあけぼのプラン（第3次）」策定 |
| 2013 | 平 25 | ○改正「ストーカー規制法」施行 ●京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画（第2次）」策定 |
| 2014 | 平 26 | ○改正「DV防止法」施行 ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」策定 |
| 2015 | 平 27 | ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 |

【子ども】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 1947 | 昭 22 | ○「教育基本法」施行 |
| 1948 | 昭 23 | ○「児童福祉法」施行 |
| 1951 | 昭 26 | ○「児童憲章」発表 |
| 1979 | 昭 54 | ◎「国際児童年」 |
| 1991 | 平 3 | ●「京都府青少年プラン」策定 |
| 1994 | 平 6 | ○「児童の権利に関する国際条約（子どもの権利条約）」締結（◎国連での採択：1989年） |
| 1996 | 平 8 | ●「京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子 21 プラン」策定（～2005年） ※ 子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会を目指して施策を推進 |
| 1999 | 平 11 | ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 |
| 2000 | 平 12 | ○「児童虐待防止法」施行 ○「就業が認められるための最低年齢に関する条約」締結（1973年採択） |
| 2001 | 平 13 | ●「京都府子育て支援計画後期実施計画」策定（～2005年） ※ 少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の課題を踏まえ、子育て力の向上や児童虐待防止等の新たな対応と施策の充実を図るため、地域子育て支援センター、児童虐待防止市町村ネットワークや放課後児童クラブの設置など 14 施策に数値目標を設定 ●「新京都府青少年プラン」策定（～2010年） |
| 2003 | 平 15 | ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行 |

【子ども（つづき）】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|---|
| 2004 | 平 16 | ○改正「児童虐待防止法」施行 ○「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結（2000年採択） |
| 2007 | 平 19 | ●「京都府子育て支援条例」施行 |
| 2008 | 平 20 | ○改正「児童虐待防止法」施行 ○改正「出会い系サイト規制法」施行 |
| 2009 | 平 21 | ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」施行 |
| 2010 | 平 22 | ○「子ども・若者育成支援推進法」施行 |
| 2011 | 平 23 | ●「青少年すこやか育成プラン」策定 ●「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」施行 ※法の改正を踏まえ、2015年（平成27年）10月に条例廃止 |
| 2013 | 平 25 | ○「いじめ防止対策推進法」施行 |
| 2014 | 平 26 | ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」締結（1980年採択） ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」施行 ○法改正により「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行 ●「京都府いじめ防止基本方針」策定 |
| 2015 | 平 27 | ●「京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン～」策定（～2019年度） ●「京都府子どもの貧困対策推進計画」策定 |

【高齢者】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|---|
| 1963 | 昭 38 | ○「老人福祉法」施行 |
| 1994 | 平 6 | ○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 |
| 1995 | 平 7 | ○「高齢社会対策基本法」施行 ●「京都府福祉のまちづくり条例」施行 |
| 1998 | 平 10 | ○改正「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」施行 ※ 60歳以上定年制義務化 |
| 2000 | 平 12 | ○介護保険制度開始 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 ●第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画ーきょうと高齢者あんしん21プランー」策定 |
| 2003 | 平 15 | ●「第3次京都府高齢者保健福祉計画ーきょうと高齢者あんしん21プランー」策定 |

【高齢者（つづき）】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|---|
| 2006 | 平 18 | ○「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 ○改正「高齢者雇用安定法」施行 ※ 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 ●「第4次京都府高齢者保健福祉計画」策定 |
| 2007 | 平 19 | ○改正「雇用対策法」施行 ※ 募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化 |
| 2009 | 平 21 | ●「第5次京都府高齢者健康福祉計画」策定 |
| 2012 | 平 24 | ●「第6次京都府高齢者健康福祉計画」策定 |
| 2013 | 平 25 | ○改正「高年齢者雇用安定法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行 |
| 2015 | 平 27 | ●「第7次京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕」策定 |

【障害のある人】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 1950 | 昭 25 | ○「精神衛生法」施行 ※ 1988年に「精神保険法」、1995年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正 |
| 1970 | 昭 45 | ○「心身障害者対策基本法」施行 ※ 1993年に「障害者基本法」に改正 |
| 1981 | 昭 56 | ◎「国際障害者年」 |
| 1982 | 昭 57 | ●「京都府国際障害者年長期事業計画」策定 |
| 1987 | 昭 62 | ○「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」施行 |
| 1993 | 平 5 | ○「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「障害者基本法」施行 |
| 1994 | 平 6 | ○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 |
| 1995 | 平 7 | ○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 ○「障害者プラン」（ノーマライゼーション7か年戦略）策定 ●「京都府福祉のまちづくり条例」施行 ●「京都府障害者基本計画・ひとりだち～京都から～21プラン」策定 |
| 1998 | 平 10 | ○「精神保健福祉士法」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 |
| 1999 | 平 11 | ○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ※ 精神薄弱者から知的障害者への用語改正 |

【障害のある人（つづき）】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 2000 | 平 12 | ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 ●「京都府障害者基本計画後期実施計画」策定 ※ 重点的に実施すべき課題に対応するため、基本計画を見直し |
| 2002 | 平 14 | ○「身体障害者補助犬法」施行 |
| 2004 | 平 16 | ○改正「障害者基本法」施行 |
| 2005 | 平 17 | ○「発達障害者支援法」施行 ●「京都府障害者基本計画・キラリ☆21ーそれぞれの明日、京都から」策定 |
| 2006 | 平 18 | ◎「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択※ 2008年に発効 ○「障害者自立支援法」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 |
| 2007 | 平 19 | ○「障害者権利条約」に署名 |
| 2011 | 平 23 | ○改正「障害者基本法」施行 |
| 2012 | 平 24 | ○「障害者虐待防止法」施行 |
| 2013 | 平 25 | ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行 ○「第3次障害者基本計画」策定 |
| 2014 | 平 26 | ○「障害者権利条約」締結（◎国連での採択：2006年） |
| 2015 | 平 27 | ●「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行 ●「第3期京都府障害者基本計画」策定 |
| 2016 | 平 28 | ○「障害者差別解消法」施行 |

【外国人】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 1981 | 昭 56 | ○「難民の地位に関する条約」締結（◎国連での採択：1951年） |
| 1995 | 平 7 | ○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」締結（◎国連での採択：1965年） ●「京都府国際化プラン」策定 |
| 1999 | 平 11 | ○「外国人登録法一部改正」 ※ 指紋押なつ全廃 |
| 2007 | 平 19 | ●「外国人児童生徒に関する指導の指針」策定 |
| 2008 | 平 20 | ●「京都府外国籍府民共生施策懇談会」設置 |
| 2009 | 平 21 | ●「明日の国際交流推進プラン」策定 |
| 2011 | 平 23 | ●「明日の国際交流推進プラン」改定策定 |
| 2012 | 平 24 | ○改正「住民基本台帳法」施行。「外国人登録法」廃止 ※ 外国人住民が住民基本台帳制度の適用対象に追加 |

【ハンセン病・感染症・難病患者等】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|---|
| 1953 | 昭 28 | ○「らい予防法」制定 ※ 施設入所を強制する隔離政策が実施 |
| 1989 | 平元 | ○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」施行 |
| 1996 | 平 8 | ○「らい予防法」廃止 |
| 1999 | 平 11 | ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 ○「エイズ予防法」廃止 |
| 2001 | 平 13 | ○「らい予防法」のもとに国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 |
| 2009 | 平 21 | ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」施行 |
| 2013 | 平 25 | ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 ※ 法が対象とする「障害者」に難病等を規定 |
| 2015 | 平 27 | ○「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」施行 |

【犯罪被害者等】

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 1981 | 昭 56 | ○「犯罪被害者等給付金支給法」施行 |
| 1996 | 平 8 | ○警察庁において「被害者対策要綱」策定 ●「京都府警察被害者対策要綱」策定 |
| 2000 | 平 12 | ○「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」及び「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 |
| 2001 | 平 13 | ○「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 ※ 「犯罪被害者等給付金支給法」を改正 |
| 2004 | 平 16 | ○「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」施行 |
| 2005 | 平 17 | ○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 ●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン策定 |
| 2008 | 平 20 | ○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 ※ 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を改正 |
| 2010 | 平 22 | ●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン改定 |
| 2011 | 平 23 | ○「第二次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 ●「京都府警察犯罪被害者等支援要綱」策定 |
| 2014 | 平 26 | ●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定 ●「京都府犯罪防御アクションプラン」策定 |
| 2015 | 平 27 | ●「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都 SARA）」開設 |

【さまざまな人権問題】

（「ホームレス」「性同一性障害、性的指向」「刑を終えて出所した人」）
 （「アイヌの人々、婚外子、識字問題」「北朝鮮当局による拉致問題等」）

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 1990 | 平 2 | ◎「国際識字年」 |
| 1997 | 平 9 | ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行 |
| 2002 | 平 14 | ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」施行 |
| 2003 | 平 15 | ○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 |
| 2004 | 平 16 | ●「京都府ホームレスの自立の支援等実施計画」策定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別適合手術を受け、一定の条件を満たす場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。 |
| 2006 | 平 18 | ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 |
| 2007 | 平 19 | ○「探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）」施行 |
| 2008 | 平 20 | ○改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別変更の条件を緩和 |
| 2011 | 平 23 | ○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※ 「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加 |
| 2012 | 平 24 | ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」延長 |
| 2015 | 平 27 | ○「生活困窮者自立支援法」施行 |

【社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題】

（「インターネット社会における人権の尊重」「個人情報の保護」）
 （「安心して働ける職場環境の推進」「自殺対策の推進」）

| 西暦 | 年 | 主な動き |
|------|------|--|
| 1947 | 昭 22 | ○「労働基準法」施行 |
| 1996 | 平 8 | ●「京都府個人情報保護条例」施行 ※ 府民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを規定 |
| 2000 | 平 12 | ○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）」施行 |
| 2002 | 平 14 | ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行 |
| 2003 | 平 15 | ○「個人情報の保護に関する法律」（一部）施行 |
| 2004 | 平 16 | ●「京都府個人情報保護条例」改正 ※ 職員に対する罰則などを盛り込み、一層の取扱いの適正化を図るため改正 |
| 2005 | 平 17 | ○「個人情報の保護に関する法律」（全面）施行 ※ 個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を規定 |
| 2006 | 平 18 | ○「自殺対策基本法」施行 |
| 2007 | 平 19 | ○「探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）」施行 |
| 2009 | 平 21 | ●「京都府自殺ストップセンター」開設 |
| 2014 | 平 26 | ○「過労死等防止対策推進法」施行 |
| 2015 | 平 27 | ●「京都府自殺対策に関する条例」施行 |

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。
右決議する。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

3 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかな

る事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対

する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴求を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

4 京都府人権教育・啓発推進計画推進本部（概念図）

| | 構成等 | 役割 | | | | | | | | |
|-------------|---|--------------------------|-------------|---|---------|------|--------------------------|----|-----------|---------------------------------|
| 本部長 | 京都府知事 | 推進本部の統括 | | | | | | | | |
| 推進機関 | <p>京都府人権啓発調整会議委員会構成員 及び警察本部長</p> <p>(京都府人権啓発調整会議委員会)</p> <table border="1"> <tr> <td>委員長</td> <td>担当副知事</td> </tr> <tr> <td>特別委員</td> <td>副知事、教育長</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>府民生活部長、人権啓発推進室長、 教育次長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>関係部長等（*1）</td> </tr> </table> | 委員長 | 担当副知事 | 特別委員 | 副知事、教育長 | 副委員長 | 府民生活部長、人権啓発推進室長、 教育次長 | 委員 | 関係部長等（*1） | <p>計画の推進 及び フォローアップ</p> |
| | 委員長 | 担当副知事 | | | | | | | | |
| | 特別委員 | 副知事、教育長 | | | | | | | | |
| | 副委員長 | 府民生活部長、人権啓発推進室長、 教育次長 | | | | | | | | |
| | 委員 | 関係部長等（*1） | | | | | | | | |
| 補助機関 | <p>京都府人権啓発調整会議幹事会構成員 及び警察本部警務部教養課長</p> <p>(京都府人権啓発調整会議幹事会)</p> <table border="1"> <tr> <td>幹事</td> <td>関係部副部長等（*2）</td> </tr> </table> | 幹事 | 関係部副部長等（*2） | <p>計画の推進 及び フォローアップの 検討</p> | | | | | | |
| | 幹事 | 関係部副部長等（*2） | | | | | | | | |
| 庶務 (事務局) | 府民生活部人権啓発推進室 | | | | | | | | | |

(*1)

関係部長等

企画理事、広域振興局長、危機管理監、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、
政策企画部長、文化スポーツ部長、環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、
農林水産部長、建設交通部長

(*2)

関係部副部長等

総務部副部長、政策企画部副部長、府民生活部副部長、文化スポーツ部副部長、
環境部副部長、健康福祉部高齢社会対策監、商工労働観光部雇用政策監、
商工労働観光部副部長、農林水産部副部長、建設交通部副部長、
広域振興局企画総務部長、教育庁教育企画監

5 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）策定経過

| 年 月 日 | 事 項 |
|-----------------------|---|
| 2015年(平成27年) 6月16日 | 第30回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会 (計画の基本的な考え方等) |
| 8月6日 | 第31回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(素案) |
| 9月4日 | 第32回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(中間案) |
| 10月7日～30日 | 中間案に対する府民意見(パブリック・コメント)募集 |
| 11月17日 | 第33回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(最終案) |
| 12月17日 | 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)の策定 |

6 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会委員(2015年(平成27年)11月現在)

(敬称略；五十音順)

| 氏 名 | 所 属 等 |
|---------------------|-------------------------|
| あまべ あや 海士部 綾 | 元京都府人権啓発学生サポーター |
| ◎あんどう にすけ ◎安藤 仁介 | 公益財団法人世界人権問題研究センター 所長 |
| いしづ ともあき 石津 友啓 | 京都経営者協会 専務理事 |
| ○いとう えつこ ○伊藤 悦子 | 国立大学法人京都教育大学教育学部 教授 |
| かん よんじゃ 康 玲子 | 京都光華高等学校 非常勤講師 |
| くわばら ひとみ 桑原 仁美 | 一般社団法人京都府医師会 理事 |
| しらはま てつろう 白浜 徹朗 | 弁護士法人白浜法律事務所 代表社員弁護士 |
| とくら よしかず 十倉 良一 | 株式会社京都新聞社 論説委員 |
| とのむら まき 外村 まき | 特定非営利活動法人チャイルドライン京都 理事長 |
| なかにし まさや 中西 昌哉 | 社会福祉法人世光福祉会ベテスダの家 所長 |
| もり けんじ 森 建史 | 日本労働組合総連合会京都府連合会 副会長 |

◎：座長 ○：副座長

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）
～だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして～

2016年（平成28年）1月
京都府府民生活部人権啓発推進室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL 075-414-4271
FAX 075-414-4268
URL <http://www.pref.kyoto.lg.jp/jinken/>
